

運営規程
訪問介護 アドニス
指定訪問介護及び指定訪問型サービス

(事業の目的)

第1条 株式会社アドニス（以下「事業者」という。）が開設する指定訪問介護事業所及び指定訪問型サービス事業所「訪問介護 アドニス」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び指定第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する法令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が要支援状態又は要介護状態にある高齢者若しくは事業対象の認定を受けた方（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護及び訪問型サービス（以下「指定訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態となった場合においても、その利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 訪問型サービスの提供にあたって、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護 アドニス
- (2) 所在地 茨城県つくば市筑穂 3-5-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定訪問型サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び訪問型サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5名以上
訪問介護員等は指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～日曜日
- (2) 営業時間 8：30～17：30
- (3) サービス提供時間 0：00～24：00

(指定訪問介護等の内容及び利用料金)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該事業が法定代理受領サービスであるときは介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介助

(2) 生活援助

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は指定訪問介護等を提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第8条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、虐待防止委員会を設け、虐待防止に関する責任者を選定する。

3 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

4 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

5 虐待について、職員等による虐待が行われることはないが、行われた場合は関係機関に報告するとともに、指示を仰ぎ、また事業所においても対応策を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、つくば市、土浦市、阿見町、牛久市、石岡市、常総市、下妻市とする。

(その他の運営についての留意点)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社アドニス代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

令和 元年 7月 2日から施行する。

令和 6年 4月 1日から施行する。

令和 7年 8月 6日から施行する。